

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月14日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和59年4月1日、Aに雇用され、Aが運営するB所在のC（以下「事業場」という。）において、教諭として勤務していた。
- 2 請求人によると、同僚の教諭が主任に昇任後、副園長、園長となった後も、同人からささいなミスへの執拗な叱責や根拠のない指示・監視を受け、平成28年度のクラス担当から外され、さらに、他の職員も請求人を無視するようになり、平成28年3月頃、頭痛、吐き気などの症状が出たという。請求人は、同月31日、D医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、平成28年11月28日から平成29年1月31日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月24日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 判断の要件

決定書に説示するところと同旨であるので、これを引用する。

(2) 請求人の精神障害の病名と発病の時期について

E医師は、「平成24年後半もしくは平成25年前半頃に適応障害を発病した。」と診断しているが、F医師は、「D医療機関に受診した平成26年11月15日の時点の適応障害は数か月以内に治癒していた。」として、「平成28年3月下旬頃に適応障害を発病した。」と述べている。また、請求人は、「私が心の病気にかかったと考えている時期は、平成28年3月頃です。」と述べている。

D医療機関の診療録及び請求人が主張する症状の経過等からF医師の意見は妥当なものと考えるところであり、請求人は、平成28年3月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(3) 判断基準

本件疾病を含む精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が、認定基準を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 特別な出来事について

請求人の評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「心理的負荷評価表」という。)の「特別な出来事」に類型される「心理的負荷が極度のもの」あるいは「極度の長時間労働」に該当するような出来事は認められない。

(5) 特別な出来事以外の出来事について

請求人は、元同僚であったGが平成25年の春に主任になってから、請求人に対し、ささいなミスを執拗に叱責し、平成26年4月に副園長に、平成27年4月に園長になってからも継続され、よりひどくなったと述べ、継続していじめ、嫌がらせを受けていたとして主張しているうち一部の出来事については、評価期間外の出来事であり、その内容は事業場の運営や行事の準備等に関して請求人とGの間に方針の相違があり、Gからの注意・指導等に請求人が不満を抱いたもの、あるいは、クラス担任に関しGから説明がないことや同僚から休暇の変更についてお礼の言葉がないことに請求人が不満を抱いたものであり、請求人に対していじめや嫌がらせが継続していたものとまでは認められない。

したがって、評価期間内の出来事について、その心理的負荷を検討する。

ア 平成27年度のお遊戯会に関する出来事

上記1の(4)のケ(略)の出来事は、平成27年10月から11月にかけて、請求人が企画し練習を進めていたお遊戯会の踊りに関して、G及びHから請求人の意に反する指導や注文がつけられ、Iのミスを請求人のせいにされGから叱責されたというものである。この出来事は、詳細は不明な点が多く、教諭として経験豊富な請求人にとっては不愉快なものであったと推認されるが、お遊戯会という事業場の行事についてより良いものとしていくために指導や注意を受けたものであり、心理的負荷評価表の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとしても、その心理的負荷の強度は「弱」程度であると判断する。

イ 請求人だけがトイレ掃除をさせられたという出来事

請求人だけがトイレ掃除を行わされたというものであるが、請求人1人にトイレ掃除が業務として命じられたとの事情は認められず、日記に「トイレ掃除、H最近せず、何かあったのか。」との記載があることからすると、他の職員と共同で行っていたトイレ掃除を何らかの事情で他の職員が参加しなかったものと推認される。また、日記には、請求人が1人でトイレ掃除をしていたと記載されているのは、平成27年11月から1か月余りの間の11日間のみであることからすれば、同僚からのいじめ、嫌がらせとは認めがたい。

したがって、この出来事は、心理的負荷評価表の具体的出来事の「同僚との

トラブルがあった。」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとしても、その心理的負荷の強度は、「弱」と判断する。

ウ 退職を強要されたとする出来事

平成28年2月にGより、正社員から嘱託職員あるいは臨時職員のいずれかへの変更を求められたもので、請求人が断ったというものである。なお、事業場の就業規則では、定年は満60歳とされているが、事業場では「みなし退職金制度」が運用され、定年退職前に退職金が支払われており、請求人に対しても平成26年4月に既に「みなし退職金」として792万円が支払われている。

この出来事は、正社員を定年前に退職して、嘱託職員あるいは臨時職員として契約することを求めることになるから、心理的負荷評価表の具体的出来事の「退職を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとしても、退職を強要されたとまではいえず、請求人が「労働契約変更勧奨拒否通知」で述べているように、Gの制度に関する誤解から生じた契約変更の勧奨であって、後日Gが訂正し、契約の変更等が行われたこともないことを踏まえると、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

エ 参観日に発生した園児負傷事故に関する出来事

平成28年2月18日の園児の事故に対して請求人が責任を問われたというものである。これは、園児が嘔吐や下痢をするなど具合が悪くなったのは、頭をぶつけたのが原因ではなかったにもかかわらず、報告書の提出等責任を問われたと請求人が不満を主張しているものであるが、結果としてウイルス感染による嘔吐等と判明したとしても、それ以前の頭部をぶつけるという事故について、園児の安全に責任がある事業場が事故原因の分析や再発防止のため報告書を求めることは当然のことである。

したがって、この出来事は、心理的負荷評価表の具体的出来事の「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとしても、報告書は定型的なものであり、責任を問われたとの事実も認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

オ 請求人のピアノ演奏に関する出来事

請求人のピアノ演奏について、Gからの指導や叱責が続き、には、Gから

「指導書」が渡されたというものである。請求人のピアノ演奏の技能については、請求人はピアノ教室に通うなどスキルアップに努めていることは認められるものの、J前園長やKは「問題なかった。」と述べるのに対し、Iは「伴奏にもなっていないレベル」と述べるなど第三者の評価が分かれている。しかしながら、請求人は、日記に自らのピアノ演奏のミスについて吐露する内容を記載しており、請求人のピアノ演奏に不十分な面があったことは事実であると推認される。

したがって、この出来事は、心理的負荷評価表の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するも、Gからの指導は、業務指導の範疇を超えているものとは認められず、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

カ 平成27年度の卒園式のしおりに関する出来事

請求人が直接担当していない平成28年度の卒園式のしおりに関して、Gに提案書を提出して意見を述べたことを契機として、請求人とGの間で文書のやりとりが行われ、平成28年3月11日にGから「所見」と題する文書を渡され、その中で請求人が犯罪者のように非難されたというものである。

この出来事は、心理的負荷評価表の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、そもそもこの出来事の発端は、請求人が提案書を渡したことであり、日記に「あれ程私に話したのに、Lだと良いのか、と思うところもあり、出してみる。」との記載がみられることからすると、請求人が前年度のしおりの作成に際してGから指導を受けたことに対する意趣返しの思惑があったことも否定できない。しかしながら、G作成の「所見」と題する文書では、請求人の長い教諭としての経験を否定するような内容等が含まれており、業務指導としては適切さを欠く面があることも否定できず、この出来事の心理的負荷の強度は「中」と判断する。

キ 平成28年度のクラス担当決定に関する出来事

平成28年度のクラス担任について、当初Gから打診があったものの、保留した後、受諾を伝えたがクラス担任から外されたというものである。

この出来事では、Gからクラス担任の打診があったにもかかわらず、請求

人が上記カのG作成の「所見」の撤回を求めて回答を保留したため、別の職員をクラス担任とした経緯が認められるところであり、上記カの出来事から継続したトラブルとみるのが妥当であり、継続した一連の出来事として、その心理的負荷の強度は「中」程度であると判断する。なお、この出来事を心理的負荷表の具体的出来事の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価したとしても、請求人にとっては容易に対応できる業務であり、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

ク 以上のとおり、請求人が主張する出来事は、心理的負荷の強度が「中」と評価される出来事が1つと「弱」と評価される出来事が複数認められるところであるが、ほとんどの出来事は、請求人とGの感情的な軋轢を基として、業務運営等について請求人が不満を抱き反発したことでトラブルに発展していることも踏まえると、当審査会としては、評価期間における出来事の全体評価は「中」と判断する。

(6) したがって、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。なお、請求人は、日記において日々の不満の出来事を記載しており、それらの出来事も含め請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見出せなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月6日